

杵中福祉会評議員・理事役員費用弁償規程

社会福祉法人 杵中福祉会

杵中福祉会法人の役員については無報酬とする。

ただし、以下のとおり、交通費程度 及び慰労として費用弁償することを規定する。尚、職員以外の役員とする。

1. 評議委員会・理事会参加時の交通費： 1,000円
2. 外部会議、折衝など交通費： 1,000円

この規定は2017年4月1日より実施する